

国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書

帳簿

紙署受入

令和元年9月30日以後の提出に用いる申請書です。
備付け開始日の3月前の日までに提出する必要があります。
(注)新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人の場合、特例があります。詳しくは、記載要領の「1 申請期限」を参照ください。

※整理番号

令和 元年 9月 30日	(フリガナ)	チヨダク カスミガセキ3-1-1
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	千代田区霞が関3-1-1 (電話番号 03-XXXXX-XXXX)
	(フリガナ)	カスミショウジ カブシキガイシャ
	名称(屋号)	霞商事 株式会社
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
	(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎 ㊟
麴町 税務署長 殿 (所轄外税務署長) 税務署長 殿	(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者住所	チヨダクオオテマチ△-△-△ 千代田区大手町△-△-△ (電話番号 03-YYYY-YYYY)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
第4条第1項の承認を受けたいので、同法第6条第1項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする国税関係帳簿の種類、備付けを開始する日及び保存場所等

帳簿の種類	備付け開始日	納税地等及び保存場所 (異なる場合は二段書きで記載)
根拠税法 名称等	年 月 日	
法人税法 消費税法 仕訳帳	2年 1月 1日	千代田区霞が関3-1-1
法人税法 消費税法 総勘定元帳	2年 1月 1日	同上
法人税法 消費税法 経費帳	2年 1月 1日	同上
法人税法 消費税法 売上帳	2年 1月 1日	同上
法人税法 消費税法 仕入帳	2年 1月 1日	同上
	年 月 日	
	年 月 日	

承認を受けようとする帳簿の保存義務等が規定されている税目の名称を全て記載してください。

承認を受けようとする全ての帳簿について、経理規程等に基づいた帳簿の個別名称を記載してください。

備付け開始日は、原則として課税期間の初日となります。
※この例は、12月決算法人としています。

納税地等と保存場所が異なる場合は、上段に納税地等、下段に保存場所を二段書きで記載してください。
※保存場所は各税法において定められた場所となりますが、情報処理センターで処理しているなど保存媒体が遠隔地にある場合であっても、当該電磁的記録を保存場所に設置されているディスプレイの画面及び書面に速やかに出力できるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます。

税理士署名押印

※税務署処理欄	同時提出申請書		回 付 元 帳 簿		
	個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒()		管理 運営	個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局()	
	通信日付印	確認印	みなし承認年月日	入力年月日	入力担当者
年 月 日		年 月 日	年 月 日		

2 承認を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカー名	機種名	台数	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()	▲▲▲(株)	A A A A A	5 台	千代田区霞が関3-1-1
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()	(株)△△△	B B B B B	35 台	同上
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()			1 台	(委託先) ●●クラウドサービス(株) 神奈川県横浜市中区山下町△-△
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()			台	
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()			台	

委託運用の場合に、委託先が使用しているサーバーのメーカー名や機種名が分からないものについては、記載を省略して差し支えありません。

3 承認を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要

区 分 (プログラムの内容)	① 市販プログラム		② 市販プログラム以外	①の場合はメーカー住所 ②の場合は所有者住所
	メーカー名	商品名等	所有者名等	
自己開発・委託開発・市販 (会計システム)	(株)○○○	C C C C C		中央区築地△-△
自己開発・委託開発・市販 (業務システム)			霞商事(株)	千代田区霞が関3-1-1
自己開発・委託開発・市販 ()				
自己開発・委託開発・市販 ()				
自己開発・委託開発・市販 ()				

市販プログラムの場合は、メーカーの住所を、市販プログラム以外の場合は、所有者の住所を記載してください。

4 所轄外税務署長を経由して提出する理由（法第6条第6項の規定を適用しようとする場合）

所轄税務署長に直接提出するよりも所轄外税務署長を経由して提出する方が便宜である理由が存在する場合に、その理由を記載してください。
 例えば、①金融機関の営業所等の長が、非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿について承認を受けようとする場合においては、「各営業所等ごとに行うべき申請手続を、本店（又は一の営業所等）の所在地で一括して行うため」や②複数の製造場を有する酒類製造者が、酒類の製造に関する事実を記載した帳簿について承認を受けようとする場合においては、「各製造場ごとに行うべき申請手続を、本店（又は一の製造場）の所在地で一括して行うため」等と記載します。

5 業務の開始の日又は設立の日（新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人が提出期限の特例（法第6条第1項ただし書の規定）を適用しようとする場合）

年 月 日

6 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた国税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る国税関係帳簿について、電磁的記録による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区 分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 年月日 通知書の受理
	根拠税法	名 称 等	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日

7 財務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置

とらうとする措置に応じて
チェック (☑) してください。

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (第3条第1項第1号イ関係)

- データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
- データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳 (当初データの特定に必要な情報を付加) を入力することにより行う。
- 上記以外の方法による。

[]

7日以内でなければなりません。

※ 該当する場合のみ記載してください

- ただし、入力日から [7] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない (内部規程等でこの旨を定める)。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (第3条第1項第1号ロ関係)

- 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。
- 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [一連番号、 伝票番号、 その他 ()] を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。
- 上記以外の方法による。

[]

(3) 国税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第3条第1項第2号関係)

- [一連番号、 伝票番号、 その他 ()] により国税関係帳簿間の関連性を確認することができる。
- 上記以外の方法による。

[]

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第3条第1項第3号関係)

次の区分に応じて、①～④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。

- 自己が開発したプログラムを使用する場合 (委託開発したプログラムを含む) …①、②、③、④
- 上記以外のプログラム (市販のプログラム) を使用する場合……………③、④
- ① システムの概要を記載した書類
- ② システムの開発に際して作成した書類
- ③ システムの操作説明書
- ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等) 並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (第3条第1項第4号関係)

- 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力すること
- 上記以外の

検索機能を確保するための措置として、次に掲げるそれぞれの条件を設定して、検索できる必要があります。

必要な検索項目は、帳簿によって異なりますので、具体的な検索項目につきましては、電子帳簿保存法取扱通達4-15を参照ください。

(6) 検索機能の確保に関する措置 (第3条第1項第5号関係)

- 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主 な 帳 簿 名
<input checked="" type="checkbox"/> 取引年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 勘定科目	<input checked="" type="checkbox"/> 取引金額	<input checked="" type="checkbox"/> 伝票番号	仕訳帳
<input checked="" type="checkbox"/> 記載年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 勘定科目	<input checked="" type="checkbox"/> 取引金額	<input checked="" type="checkbox"/> 相手方勘定科目	} 総勘定元帳
<input checked="" type="checkbox"/> 伝票番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> 取引年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 勘定科目	<input checked="" type="checkbox"/> 取引金額	<input checked="" type="checkbox"/> 伝票番号	経費帳 売上帳 仕入帳
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

8 その他参考となる事項

- ・ 子会社である大手前商事(株) (大阪市北区) も同一のシステムを利用し、申請書を同時に提出しています。
- ・ この申請に係る担当部署： 経理部経理課、電話番号03-XXXX-XXXX

参考となる事項等を記載してください。

添 付 書 類	<p>① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要)</p> <p>② 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し等)</p> <p>③ 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類 (操作マニュアル等)</p>
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------